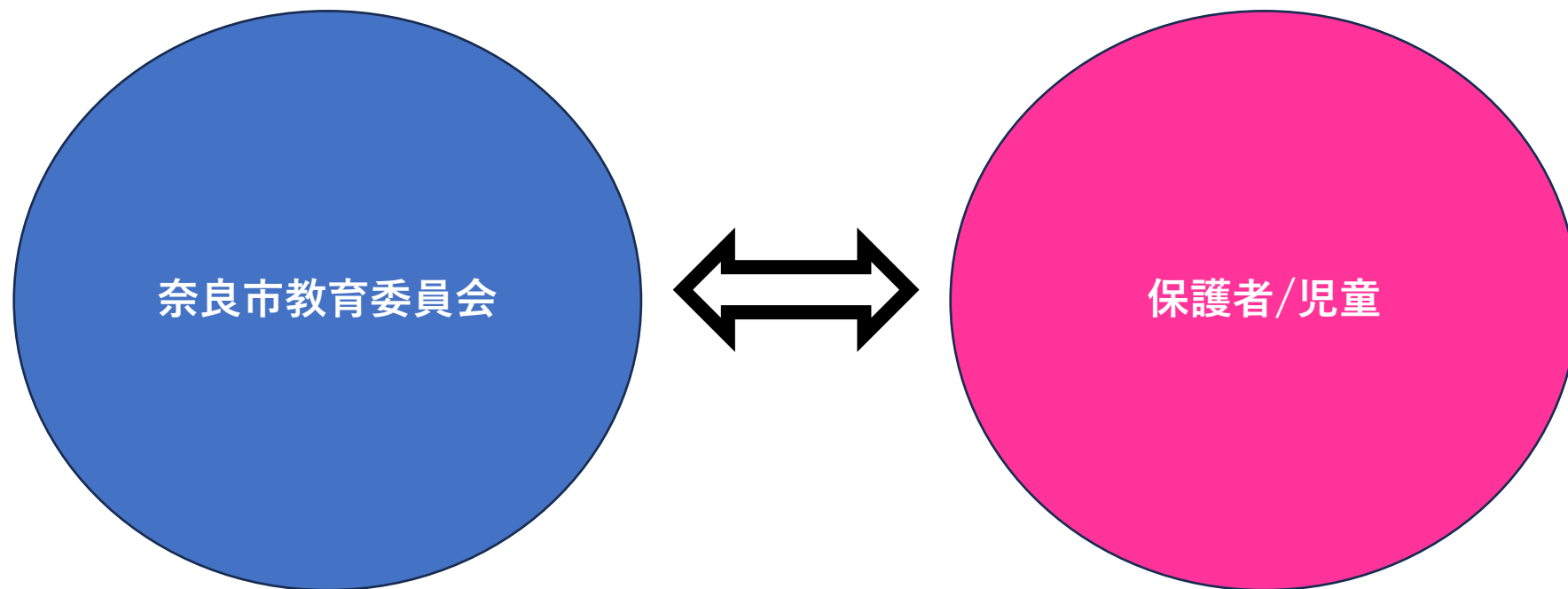


令和7年2月5日
行財政改革及び公共施設等検討特別委員会
質疑用資料

資料作成 宮池明



日本国憲法第二十六条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく**教育を受ける権利**を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に**普通教育を受けさせる義務**を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 63 回国会・昭 45.3.7 衆議院・予算委員会 国務大臣答弁

「政府ならびに**地方公共団体**は、**義務教育**に対しましては**全責任**を負っておるわけなんです。」

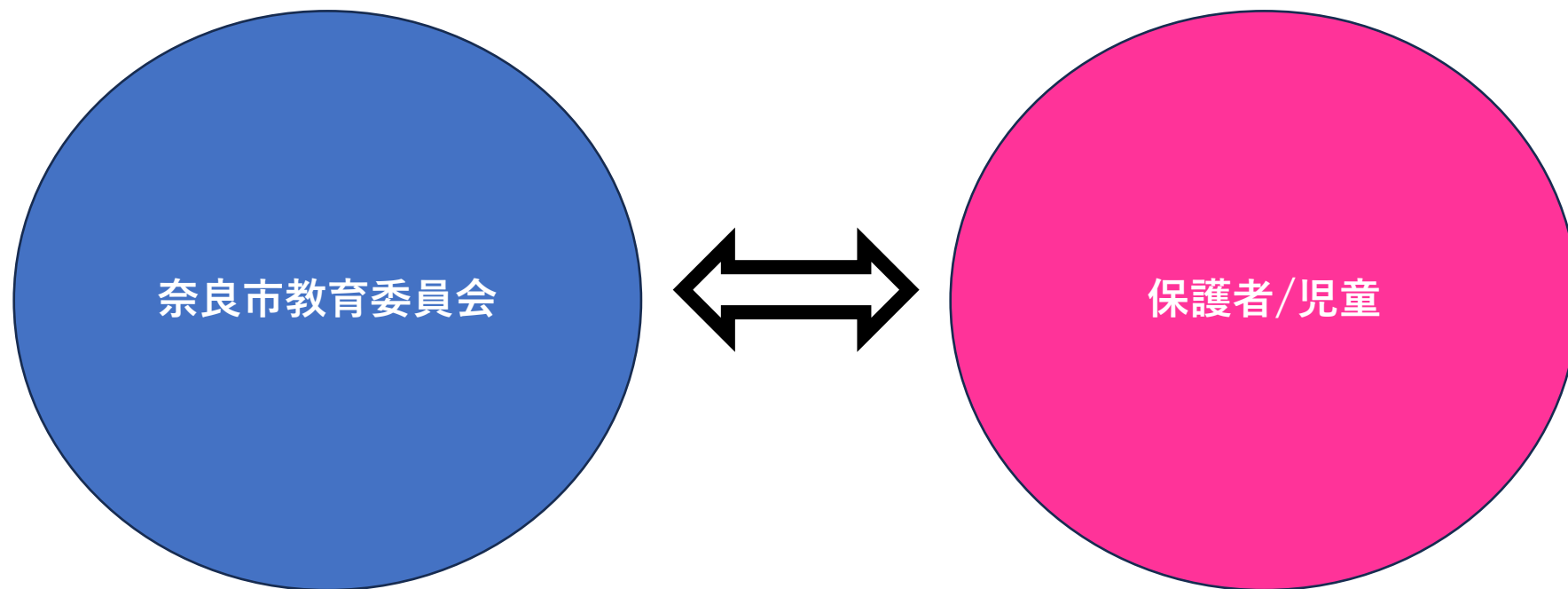
教育基本法第五条第五条

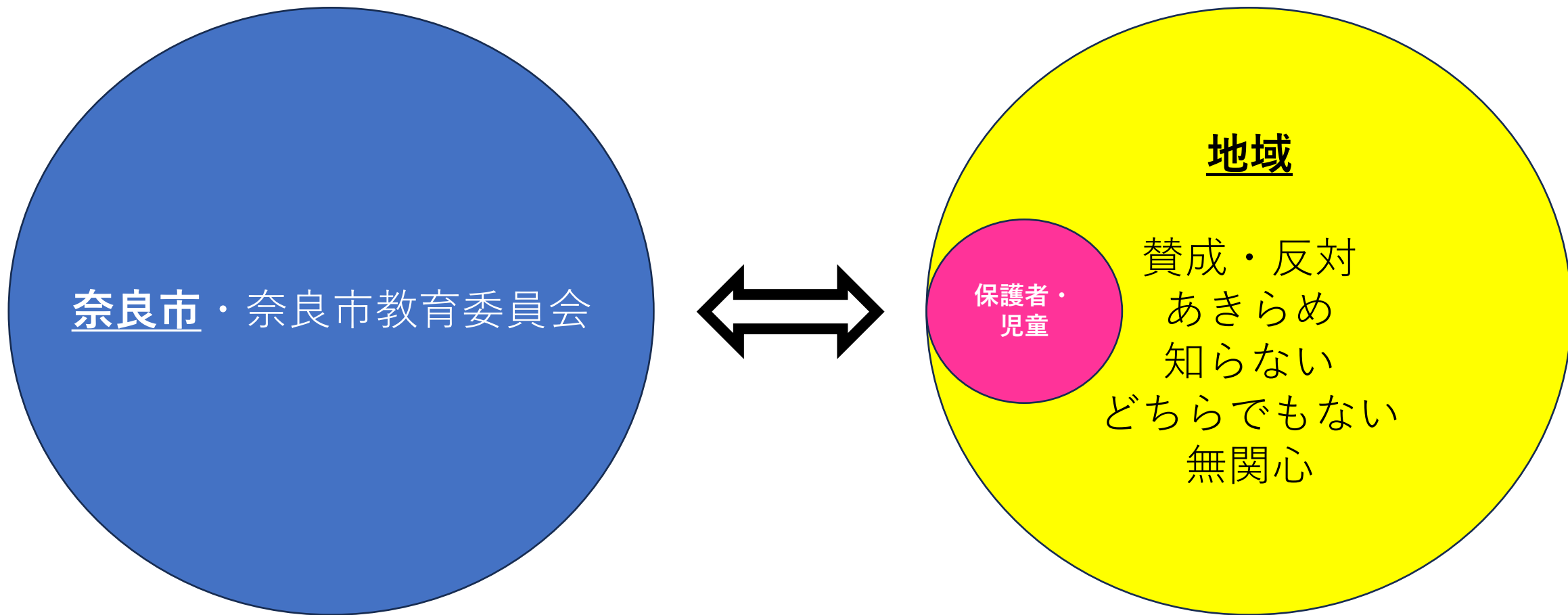
国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

民法八百二十条

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。



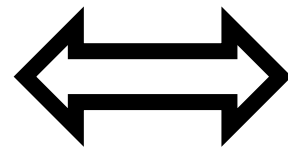


こども基本法(令和四年法律第七十七号、令和6年9月25日施行)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、**個人として尊重**され、その**基本的人権が保障**されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、**教育基本法**（平成十八年法律第百二十号）の**精神**にのっとり**教育を受ける機会が等しく与えられること**。
- 三 全てのこどもについて、その**年齢及び発達**の程度に応じて、自己に**直接関係**する全ての事項に関して**意見を表明する機会**及び多様な**社会的活動に参画する機会**が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その**年齢及び発達**の程度に応じて、その**意見が尊重**され、その**最善の利益**が優先して**考慮**されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに**夢を持ち**、子育てに伴う**喜びを実感**できる**社会環境を整備**すること。

奈良市教育委員会
責任



保護者/児童
義務/意見表明権

2. 鼓阪小学校における少子化の現状

令和9年度には、複式学級が予測されます。

鼓阪小学校の令和6年5月1日時点の児童数は74人で、5年生は7人となっています。

推計では、3年後の令和9年には児童数が55人となり、2年生と3年生の児童数の合計が13人となる見込みで

2年生と3年生で1クラスを1人の担任が受け持ち授業を行う複式学級が生じる可能性があります。

年度	1年		2年		3年		4年		5年		6年		特支 学級	合計	
	人数	学級 数	人数	学級 数	人数	学級 数	人数	学級 数	人数	学級 数	人数	学級 数	人数	人数	学級数
令和 6	11	1	11	1	10	1	15	1	7	1	17	1	3	74	6
7	7	1	11	1	11	1	10	1	15	1	7	1	3	64	6
8	6	1	7	1	11	1	11	1	10	1	15	1	3	63	6
9	7	1	6	1	7	0	11	1	11	1	10	1	3	55	5
10	9	1	7	1	6	1	7	0	11	1	11	1	4	55	5
11	7	1	9	1	7	1	6	1	7	0	11	1	4	51	5

推計値は令和6年5月1日現在の住民基本台帳による
学級数は特別支援学級を除く。

令和6年5月1日時点の学齢児童数（奈良市全体及び鼓阪小学校区、人）

教育部 教育総務課

学年（小学校）	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
奈良市全体の児童数（人口）	2,555	2,652	2,765	2,766	2,792	2,906	16,436
（奈良市立小学校在籍児童数）	2,293	2,355	2,490	2,493	2,517	2,636	14,784



89.9%

学年（小学校）	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
鼓阪小学校区の児童数（人口）	30	21	22	26	21	24	144
①（うち鼓阪小学校在籍児童数）	10	11	10	14	6	14	65
（うち鼓阪小学校以外の学校に在籍する児童数）	20	10	12	12	15	10	79
② 校区外就学による鼓阪小学校在籍児童数	1	0	0	2	2	4	9
①+② 鼓阪小学校在籍児童数 計	11	11	10	16	8	18	74

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに諸法規を厳守し、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、一部の奉仕者たることを排し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

指導する(知識・技術・経験)

知識や技術などを身につけさせること
良くないことをしないよう注意すること

育成する(人間力)

人の成長を助けること
社会に受け入れられるよう育てること

公務員の無謬性

間違えてはいけない  間違いはない(えない)